

比企広域市町村圏組合制限付き一般競争入札実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、組合が発注する建設工事等の制限付き一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）の実施に関し、比企広域市町村圏組合契約規則（平成4年規則第31号。以下「契約規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、当該入札を適正かつ円滑に執行することを目的とする。

(対象工事等)

第2条 一般競争入札の対象とする建設工事等（以下「対象工事等」という。）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める工事（以下「建設工事」という。）及び建設工事に係る測量・調査・設計委託（以下「設計等委託」という。）とする。ただし、次に掲げる建設工事等については、一般競争入札の対象としないものとする。

- (1) 緊急性を要するとき。
- (2) 専門性を有する等により、施工又は委託できる者が限定されているとき。
- (3) その他比企広域市町村圏組合指名委員会規則（平成23年規則第4号）に定める比企広域市町村圏組合指名委員会（以下「指名委員会」という。）が、一般競争入札で行うことが適切でないと認めたとき。

(対象工事等の規模)

第3条 対象工事等の規模は、次の各号に掲げる工事等の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、指名委員会が特に必要と認める対象工事等については、当該規模未満のものについても、一般競争入札を実施することができるものとする。

- (1) 建設工事 予定価格が1,000万円以上の工事
- (2) 設計等委託 予定価格が1,000万円以上の委託

(対象工事等の決定)

第4条 対象工事等の決定及び一般競争に参加する者に必要な資格要件等の設定は、指名委員会において審議し、決定するものとする。

(入札の公告)

第5条 管理者は、対象工事等を選定し、契約規則第2条において準用する東松山市契約規則（昭和39年東松山市規則第14号）第2条に規定する公告をするとき、比企広域市町村圏組合及び比企広域市町村圏組合を組織する市町村（以下「組合市町村」という。）のホームページ等に掲載し、周知に努めるものとする。

(入札参加資格)

第6条 対象工事等の一般競争入札に参加することができる者は、次の各号に

掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 比企広域市町村圏組合競争入札参加者の資格等に関する規則（平成24年規則第1号）第3条の規定に基づく比企広域市町村圏組合入札参加者名簿に、対象工事等に対応する業種又は業務で登載されている者であること。
 - (3) 公告の日から入札執行の日までの間において、比企広域市町村圏組合建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成25年3月11日決裁）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が対象工事等ごとに特に必要と認めるとする要件を満たしている者であること。
- 2 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による当該建設工事に参加できる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。
- (1) 共同企業体の構成員は、前項に規定する事項に該当する者であること。
 - (2) 共同企業体の構成員は、原則として2者とし、その出資比率は、各々30パーセント以上であること。ただし、3者とする場合の出資比率は、各々20パーセント以上とすること。
 - (3) 共同企業体の結成方法は、自主結成とし、当該建設工事の他の共同企業体の構成員又は単独企業との混合入札における単独企業とを兼ねることができないこと。

（参加申請）

第7条 一般競争入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格審査申請書に参加資格を有することを証する書類を添付して、所定の期日までに管理者に申込みをしなければならない。

- 2 共同企業体により一般競争入札に参加しようとする者は、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書を管理者に提出しなければならない。

（資格審査等）

第8条 管理者は、前条の申請書等が提出されたときは、その内容を審査し、一般競争入札の参加資格の可否を決定したときは、一般競争入札参加資格審査結果通知書（以下「通知書」という。）により通知する。

- 2 管理者は、前項の規定により一般競争入札の参加資格があるものとして通知した者（以下「一般競争入札参加資格者」という。）に対し、管理者が定

める日において、当該対象工事等に係る設計図書等（当該設計図書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「設計図書等」という。）を閲覧又は貸与するものとする。

（資格の取消し）

第9条 管理者は、一般競争入札参加資格者が通知を受けた後に、提出された書類に虚偽の事項が記載されていることが明らかになった者又は第6条に規定する資格要件を満たさなくなった者については、当該一般競争入札の参加資格を取り消すものとし、その旨を一般競争入札参加資格取消通知書により通知する。

（入札参加資格者名等の公表）

第10条 管理者は、一般競争入札参加資格者名及びその数については、入札執行前には公表しないものとする。

（入札の中止等）

第11条 管理者は、一般競争入札参加資格者に不正行為の疑いがある場合において、当該一般競争入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該一般競争入札参加資格者を当該一般競争入札に参加させず、又は当該一般競争入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 管理者は、一般競争入札に参加する一般競争入札参加資格者が1者であるときは、当該一般競争入札を中止する。ただし、一般競争入札参加資格者が1者であることにより一般競争入札を中止した後再度公告するときは、この限りでない。

3 前項本文の規定は、再度の入札に当たっては適用しない。

（異議の申し立て）

第12条 一般競争入札に参加した一般競争入札参加資格者は、設計図書等についての不明を理由として異議を申し出ることができない。

（その他の事項）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月11日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月14日）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。